

3.1.1 財団法人 新技術振興渡辺記念会 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人新技術振興渡辺記念会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区浜松町1丁目25番13号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、科学技術に関し、調査・研究及びこれらの助成・奨励を行うことにより、新技術の振興を図り、社会・経済の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 科学技術に関する調査・研究及びこれらに対する助成
- (2) 科学技術に関する国際交流に対する援助
- (3) 新技術の振興に業績を挙げた者に対する表彰
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

(資産の管理等)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に替えて理事長が保管しなければならない。

(株式等の議決権)

第9条 贈与又は遺贈に係る財産が、贈与者若しくはその親族、又は遺贈者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資であるときは、その株式又は出資に係る議決権の行使に当っては、あらかじめ理事会において理事現在数の3分

の2以上の議決を得るものとする。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(公益を目的とする事業以外の事業)

第11条 公益を目的とする事業以外の事業を行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

(事業計画等の作成及び届出)

第12条 理事長は毎事業年度開始前に、翌年度の事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の事業計画及びこれに伴う収支予算を変更しようとする場合も、同様とする。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告等)

第14条 理事長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、その事業年度の事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額を生じたときは、理事会において理事現在数の3分

の2以上の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計区分)

第15条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に係る経費は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

第16条 この法人が資産の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(収支予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第17条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第18条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第19条 この法人に、次の役員をおく。

理事 6人以上10人以内(うち理事長1人)

監事 2人又は3人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事の選任に当たっては、いずれか1人の理事と親族その他特殊の関係がある理事の数に、その理事を加えた数が、理事現在数の3分の1を越えてはならない

- 4 理事の親族その他理事と特殊な関係がある者は、監事になることができない。
- 5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。
- 6 各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 7 理事長は、理事の互選により定める。

(理事の職務)

第20条 理事は、理事会を組織し、この法人の寄附行為に定める事項を議決し、この法人の業務を処理する。

(理事長の職務)

第21条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、理事が職務を代行する。

(監事の職務)

第22条 監事は次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したときは、理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第23条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第24条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づいて理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第25条 常勤の役員は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決があった場合には、有給とすることができる。この場合において、その額は理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員)

第26条 この法人に、評議員をおく。

- 2 評議員は、10人以上15人以内とする。
- 3 評議員は、学識経験者及びこの法人の目的に賛同する者のうちから、理事会の指名により理事長が委嘱する。
- 4 評議員は、この法人の役員又は職員を兼ねてはならない。
- 5 第19条第3項、第23条及び第24条の規定は、評議員についても準用する。この場合、第19条第3項中「理事」並びに第23条及び第24条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第27条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ必要な事項を審議するとともに、

理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第28条 この法人に職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第5章 理事会及び評議員会

(理事会の招集)

第29条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第32条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。
- 3 理事会の議決について直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席で

きない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 5 前項の場合における第31条及び第32条第1項の規程の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(理事会の書面による表決)

第33条 理事長は、簡易な事項、又は急を要する事項については、書面を送付して理事の賛否を求め、理事会の議決とすることができる。

- 2 理事長は、書面による表決を求めた場合には、次に開催する理事会において、その結果を報告しなければならない。

(評議員会の招集)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から2週間以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第35条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(評議員会の定足数)

第36条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第37条 評議員会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

3 評議員会の議事について直接の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(評議員会の書面表決等)

第38条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席し、かつ、議決したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会及び評議員会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事又は評議員の現在数
- (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名
(書面表決者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、出席理事又は評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印のうえ理事長が、これを保管しなければならない。

(評議員会に対する諮問事項)

第40条 この寄附行為に定める事項のほか、次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及びこれに伴う収支予算並びに事業報告及び収支決算
- (2) 基本財産の処分
- (3) 長期借入金
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 公益を目的とする事業以外の事業の実施

(6) その他この法人の業務に関する重要事項であって、理事長が必要と認めた事項

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散の事由)

第42条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第43条 解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国又は地方公共団体もしくはこの法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第44条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿

及び履歴書

- (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号及び第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、第16条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は第20条第1項の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。

理事	網 島 毅
理事	大 澤 弘 之
理事	太 田 充 代
理事	尾 佐 竹 徇
理事	武 安 義 光
理事	三 島 良 績
監事	木 下 亨
監事	行 廣 清 美

2. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和58年3月31日までとする。

附 則 (変更認可 平成14年12月12日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行するものとする。

附 則 (変更認可 平成18年9月25日)

変更後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日から施行するものとする。

3.1.2 一般財団法人 新技術振興渡辺記念会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人新技術振興渡辺記念会と称し、英文名を Watanabe Memorial Foundation for The Advancement of New Technology と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、科学技術に関し、調査・研究及びこれらの助成・奨励を行うことにより、新技術の振興を図り、社会・経済の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 科学技術に関する調査研究とその助成、国際交流に対する援助、新技術の振興に業績を挙げた者に対する表彰並びにこれらの普及・啓発

(2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 次に掲げるものをこの法人の資産とする。

(1) この法人に寄附された資産

(2) 資産から生じる収入

(3) 事業による収入

(4) その他の収入

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産を、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産は、300万円とし、定期預金とする。

(2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の議決を要する。

(資産の管理・運用)

第7条 この法人の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の議決により定める資産運用規則によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書（損益計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（損益計算書）の附属説明書

2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所及び従たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金の分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任は、評議員選定委員会において行う。評議員選定委員会の運用規則は、理事会において別に定める。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づく外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のい

ずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、三親等以内の親族、使用人（過去に使用人となったものも含む。）

4 評議員選定委員会は、理事会又は評議員会の推薦に基づき、理事会より提出された評議員候補者案を審議する。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員会は、評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、その職務を行うために要する費用(交通費等)の実費を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事長及び専務理事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)並びにこれらの附属説明書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その都度評議員会において互選する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行うものとする。

理事又は監事の候補者の合計数が、第23条に定める定数を上回る場合には、過半数

の決議を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに記名押印をしなければならない。

第6章 役員

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、必要に応じ専務理事1名を置くことができるものとし、もって、法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(顧問)

第24条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会の相談に応じること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

また、その職務を行うために要する費用（交通費等）の実費を支払うことができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務の執行を決定する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、その職務を行うために要する費用(交通費等)の実費を支払うことができる。

(兼職の禁止)

第31条 役員及び評議員は、相互にかねることできない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第114条に規定された損害賠償の一部免除の決定
- (5) その他この定款で定められた事項

(開催)

第34条 理事会は、定時理事会として毎年度3月及び6月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

3 理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

6 前項に規定にかかわらず、理事会は、理

事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告について適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によっ

て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(委員会)

第45条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(事務局)

第46条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。
(書類及び帳簿の備え付け)

第47条 この法人は、その主たる事務所及び従たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (4) 事業計画
- (5) 事業報告及び計算書類等
- (6) 監査報告
- (7) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(その他)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、

解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の理事長は、武安 義光とする。

4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

緒田原 洵一、鍵山 眞由美、川崎 雅弘、
金原 和夫、倉本 昌昭、齋藤 伸三、
佐藤 征夫、島田 博文、森田 一樹、
吉本 誠

5. 第6条2項1号の基本財産の保管は、次の通りとする。

都市銀行 定期預金 300万円

附 則

変更後の定款は、平成23年6月17日から施行する。